

大田区こども未来会議条例

令和7年9月29日

条例第116号

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策を総合的に推進するため、区長の付属機関として大田区こども未来会議（以下「こども未来会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 こども未来会議は、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。

(1) こども基本法第10条第2項に基づく計画の策定及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 こども未来会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する事務を処理するための機関としての役割を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 こども未来会議は、区長が委嘱する委員25名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 こども未来会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、こども未来会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 こども未来会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者からこども未来会議の招集の請求があったときは、こども未来会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 こども未来会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 こども未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 こども未来会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外

の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、こども未来会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(臨時委員)

第10条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条に規定する委員のほかに、こども未来会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第11条 こども未来会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第6条から第9条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「こども未来会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大田区子ども・子育て会議条例の廃止)

2 大田区子ども・子育て会議条例（平成25年条例第43号）は、廃止する。